



栃木県公報

平成27年
8月19日(水)
号外
第56号

目次

告示

○知事指定薬物の指定..... 1

告示

栃木県告示第416号

栃木県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年栃木県条例第31号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年8月19日

栃木県知事 福田 富一

1 知事指定薬物の名称

- (1) 1-（8-プロモベンゾ [1, 2-b : 4, 5-b'] ジフラン-4-イル）プロパン-2-アミン（通称名 Bromo-DragonFLY）及びその塩類
- (2) 1-ペンチル-N-（2-フェニルプロパン-2-イル）-1H-インダゾール-3-カルボキサミド（通称名 CUMYL-PINACA）及びその塩類
- (3) 1-（5-フルオロペンチル）-N-（2-フェニルプロパン-2-イル）-1H-インダゾール-3-カルボキサミド（通称名 CUMYL-5F-PINACA）及びその塩類
- (4) 1-ペンチル-N-（2-フェニルプロパン-2-イル）-1H-インドール-3-カルボキサミド（通称名 CUMYL-PICA）及びその塩類
- (5) 1-（5-フルオロペンチル）-N-（2-フェニルプロパン-2-イル）-1H-インドール-3-カルボキサミド（通称名 CUMYL-5F-PICA）及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力発生の日

平成27年8月20日

（薬務課）